

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">I. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</div> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】 取締役会等は、自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本、<u>基本的項目 (Tier I)</u>、<u>補完的項目 (Tier II)</u>、又は株主資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】 取締役会等は、内部監査部門に、自己資本管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領(以下「内部監査実施要領」という。)並びに内部監査計画を策定させた上で</p>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">I. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</div> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】 取締役会等は、自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】 取締役会等は、内部監査部門に、自己資本管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領(以下「内部監査実施要領」という。)並びに内部監査計画を策定させた上で</p>

改定前	改定後
<p>承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本管理態勢の整備状況 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえた自己資本規制上の自己資本の適格性 自己資本管理方針、自己資本管理規程等の遵守状況 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本充実度の評価プロセスの適切性 自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性 自己資本充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性 自己資本充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性 ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性 自己資本比率の算定プロセスの適切性 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況 <p>脚注 5 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>II. （略）</p> <p>III. 個別の問題</p> <p>【検証ポイント】</p>	<p>承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本管理態勢の整備状況 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた自己資本規制上の自己資本の適格性 自己資本管理方針、自己資本管理規程等の遵守状況 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本充実度の評価プロセスの適切性 自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性 自己資本充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性 自己資本充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性 ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性 自己資本比率の算定プロセスの適切性 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況 <p>脚注 5 （略）</p> <p>⑧ （略）</p> <p>3. （略）</p> <p>II. （略）</p> <p>III. 個別の問題</p> <p>【検証ポイント】</p>

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関経営の健全性を判断する基準として、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が、銀行法第14条の2に規定されている。また、必要に応じて金融機関の経営の早期是正を促すよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。 ・ 本章においては、自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。<u>また、国内基準適用金融機関については、当分の間、平成24年3月30日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用することに留意する。</u> ・ III. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. 又はII. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをI. 又はII. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。 ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。 ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。 <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「普通株式」は、告示第5条第3項又は第17条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額」は、告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関経営の健全性を判断する基準として、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が、銀行法第14条の2に規定されている。また、必要に応じて金融機関の経営の早期是正を促すよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準が定められているところである。 ・ 本章においては、自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。 ・ III. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. 又はII. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをI. 又はII. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。 ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。 ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。 <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) 国際統一基準適用金融機関</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「普通株式」は、告示第5条第3項又は第17条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 ・ 「特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額」は、告

改定前	改定後
<p>示第6条第3項又は第18条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他Tier1資本調達手段」は、告示第6条第4項又は第18条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 「特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額」は、告示第7条第3項又は第19条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他のTier1資本調達手段及びTier2資本調達手段の額は、適切に調整項目に参入されているか。 <p>(ii) 国内基準適用金融機関</p> <p>イ. <u>自己資本の基本的項目の額は、告示第28条又は第40条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ロ. <u>自己資本の補完的項目の額は、告示第29条又は第41条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. <u>自己資本の準補完的項目の額は、告示第30条又は第42条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ニ. <u>自己資本の控除項目の額は、告示第31条又は第43条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ホ. <u>自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u> (新設)</p>	<p>示第6条第3項又は第18条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他Tier1資本調達手段」は、告示第6条第4項又は第18条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。 「特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額」は、告示第7条第3項又は第19条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。 純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。 <u>退職給付に係る負債又は退職給付引当金は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に基づき、適切に負債の部（退職給付に係る資産又は前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。</u> 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他のTier1資本調達手段及びTier2資本調達手段の額は、適切に調整項目に参入されているか。 <p>(ii) 国内基準適用金融機関</p> <p>イ. <u>コア資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第28条又は第40条の定めに従って算出されているか。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ロ. <u>調整後少数株主持分の額及び調整項目の額は、告示第29条又は第41条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. <u>自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u> ・「普通株式」は、告示第28条第3項又は第40条第3項に掲げる要件の全て</p>

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等</u>」については、<u>告示第28条第2項又は第40条第2項により、自己資本として適格なものであるか。</u> 「<u>海外特別目的会社の発行する優先出資証券</u>」については、<u>告示第28条第3項から第5項まで又は第40条第3項から第6項までにより、自己資本として適格なものであるか。</u> 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「<u>繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い</u>」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、<u>税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</u> <u>なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第28条第6項又は第40条第7項に留意する。</u> 退職給付引当金は、「<u>退職給付に係る会計基準</u>」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「<u>退職給付会計に関する実務指針</u>」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に基づき、<u>適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。</u> <u>劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第29条又は第41条により、自己資本として適格なものであるか。</u> 「<u>意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額</u>」は、<u>適切に控除項目に算入されているか。</u> <p>④ 【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) <u>国際統一基準適用金融機関にあつては、信用リスク削減の枠組みにおいて、規制裁定行為が行われていないか。</u> 例えば、信用保証に係るプレミアムや手</p>	<p><u>を満たしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>強制転換条項付優先株式</u>」は、<u>告示第28条第4項又は第40条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産の部に計上される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は、「<u>繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い</u>」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、<u>税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</u> 退職給付に係る負債又は退職給付引当金は、「<u>退職給付に関する会計基準</u>」(企業会計基準第26号)及び「<u>退職給付に関する会計基準の適用指針</u>」(企業会計基準適用指針第25号)に基づき、<u>適切に負債の部(退職給付に係る資産又は前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。</u> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</u>」は、<u>適切に調整項目に算入されているか。</u> <p>④ 【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i)～(iii) (略)</p> <p>(iv) <u>信用リスク削減の枠組みにおいて、規制裁定行為が行われていないか。</u> 例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接</p>

改定前	改定後
<p>数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか。</p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>告示第272条により内部モデル方式を用いている場合は</u>、「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか。</p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>告示第1条第12号の2で定義する内部モデル方式採用行に該当する場合は</u>、「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】 <u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては、清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切な管理を行っているか。 (i) ～ (iii) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 自己資本比率規制における信用リスク管理に関しては、採用手法に応じた適切な態勢が整備されているか。 なお、詳細については、別紙の「標準的手法の検証項目リスト」及び「内部格付手法の検証項目リスト」に基づき検証することとする。 (i) 標準的手法採用行 イ. ～ハ. (略) ニ. 証券化エクスポージャーの取扱い a. <u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p>	<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】 清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切な管理を行っているか。 (i) ～ (iii) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 自己資本比率規制における信用リスク管理に関しては、採用手法に応じた適切な態勢が整備されているか。 なお、詳細については、別紙の「標準的手法の検証項目リスト」及び「内部格付手法の検証項目リスト」に基づき検証することとする。 (i) 標準的手法採用行 イ. ～ハ. (略) ニ. 証券化エクスポージャーの取扱い 以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p>

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 告示第8章の規程により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー ・ 信用補完機能を持つI/O ストリップス <p><u>b. 国内基準適用金融機関にあつては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI/O ストリップス</u> <p>(ii) 内部格付手法採用行</p> <p>イ. ～ト. (略)</p> <p>チ. 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>a. <u>国際統一基準適用金融機関にあつては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー ・ 信用補完機能を持つI/O ストリップス <p><u>b. 国内基準適用金融機関にあつては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI/O ストリップス</u> <p><u>c. 証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。</u></p> <p><u>d. 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>a. 告示第8章の規程により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u> <u>b. 信用補完機能を持つI/O ストリップス</u> <p>(削除)</p> <p>(ii) 内部格付手法採用行</p> <p>イ. ～ト. (略)</p> <p>チ. 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>a. 以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー ・ 信用補完機能を持つI/O ストリップス <p>(削除)</p> <p><u>b. 証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。</u></p> <p><u>c. 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについ</u></p>

改定前	改定後
<p>て、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。<u>また、国内基準適用金融機関</u>にあつては、自己資本控除としているか。</p>	<p>て、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>標準的手法採用行（内部格付手法採用行が部分的に標準的手法を用いる場合を含む。）は、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用して、正確な自己資本比率を算出することが求められる。</p> <p>本検証項目リストは、標準的手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）の内容を整理し、作成したものである。</p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び告示に関する Q&A 等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ <u>国内基準行¹については、当分の間、平成 24 年 3 月 30 日付け及び平成 24 年 12 月 7 日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</u></p> <p>（注）用語の定義 （略）</p> <p>脚注 1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成した</p>	<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>標準的手法採用行（内部格付手法採用行が部分的に標準的手法を用いる場合を含む。）は、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用して、正確な自己資本比率を算出することが求められる。</p> <p>本検証項目リストは、標準的手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）の内容を整理し、作成したものである。</p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び告示に関する Q&A 等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～② （略） （削除）</p> <p>（注）用語の定義 （略）</p> <p>（削除）</p>

改定前	改定後
<p><u>ものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>I. (略)</p> <p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポート区分</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たし75%のリスク・ウェイトを適用しているものについて、中小企業等向けエクスポート又は個人向けエクスポートに適切に区分されているか。</p> <p>① 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。)に対するエクスポートの額(信用リスク削減手法適用前のものとする。)を合計した額から信用保証協会等²により保証されたエクスポートの額を控除した額が1億円以下であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 取立未済手形、出資等エクスポートについて適切に区分されているか。 <u>特に国際統一基準行¹にあつては、出資等エクスポートのうち、重要な出資のエクスポートについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 国際統一基準行にあつては、特定項目のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートについて、適切に区</p>	<p>I. (略)</p> <p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポート区分</p> <p>(1) 以下の全ての要件を満たし75%のリスク・ウェイトを適用しているものについて、中小企業等向けエクスポート又は個人向けエクスポートに適切に区分されているか。</p> <p>① 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。)に対するエクスポートの額(信用リスク削減手法適用前のものとする。)を合計した額から信用保証協会等¹により保証されたエクスポートの額を控除した額が1億円以下であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 取立未済手形、出資等エクスポートについて適切に区分されているか。 <u>また、当該エクスポートのうち、重要な出資のエクスポートについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>国内基準行²にあつては、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポートについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>(8) 国際統一基準行²にあつては、特定項目のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートについて、適切に</p>

改定前	改定後
<p>分されているか。</p> <p>脚注2 信用保証協会等とは、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会をいう。 (新設)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適格金融資産担保付取引に係る検証</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は以下のものとなっているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 適格格付機関が格付を付与している債券であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、③に該当するものを除く。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. イ. の債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、<u>国際統一基準行にあっては2-2、4-3又は6-3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）</u>以上であるもの、<u>国内基準行にあっては2-2又は4-3以上であるもの</u></p> <p>ハ. 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、<u>国際統一基準行にあっては5-3又は7-3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）</u>以上である短期の債券、<u>国内基準行にあっては5-3以上で</u></p>	<p>区分されているか。また、<u>国内基準行にあっては、特定項目のうち、コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>脚注1 信用保証協会等とは、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会をいう。</p> <p>脚注2 <u>標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国内基準行」及び「国際統一基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>Ⅲ. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適格金融資産担保付取引に係る検証</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は以下のものとなっているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 適格格付機関が格付を付与している債券であって、以下のいずれかに該当するもの。ただし、③に該当するものを除く。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. イ. の債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、2-2、4-3又は6-3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの</p> <p>ハ. 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が、5-3又は7-3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券</p>

改定前	改定後
<p><u>ある短期の債券</u> ⑤～⑦ (略)</p> <p>(5) 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、上記(4)に該当するもの及び以下のものとなっているか。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象となっているもの（<u>国際統一基準行にあつては、再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。</u>）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 保証及びクレジット・デリバティブ</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は以下のものであるか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 上記①以外の以下の主体</p> <p><u>イ. 国際統一基準行にあつては、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u></p> <p><u>ロ. 国内基準行にあつては、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u></p> <p>(5) 信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額について、<u>国際</u></p>	<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(5) 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、上記(4)に該当するもの及び以下のものとなっているか。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象となっているもの（<u>再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。</u>）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 保証及びクレジット・デリバティブ</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は以下のものであるか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 上記①以外の主体であつて、<u>適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u></p> <p>(5) 信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額について、<u>告示</u></p>

改定前	改定後
<p><u>統一基準行にあっては、告示第8章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあっては、自己資本から控除しているか。</u></p>	<p>第8章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。</p>
<p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(6)～(8) (略)</p>
<p>7. ～8. (略)</p>	<p>7. ～8. (略)</p>
<p>9. ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (1) (略)</p>	<p>9. ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (1) (略)</p>
<p>(2) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて証券化エクスポージャーに係る規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>また、この場合、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを <u>1,250%</u> (海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、2,500%とする。) を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p>	<p>(2) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて証券化エクスポージャーに係る規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>また、この場合、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを <u>1250%</u> を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額が算出されているか。</p>
<p>10. (略)</p>	<p>10. (略)</p>
<p>IV. 証券化エクスポージャー</p>	<p>IV. 証券化エクスポージャー</p>
<p>1. 共通の取扱い (1) <u>証券化エクスポージャーの取扱いは、以下のとおりとなっているか。なお、個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u></p>	<p>1. 共通の取扱い (1) <u>以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。なお、以下のものに個</u></p>

改定前	改定後
<p>① <u>国際統一基準行にあっては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u> イ. <u>告示第8章の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u> ロ. <u>信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p>② <u>国内基準行にあっては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u> イ. <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u> ロ. <u>信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 標準的手法の取扱い (1)~(3) (略) (4) 以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは、<u>国際統一基準行にあっては1250%のリスク・ウェイトを適用、国内基準行にあっては自己資本控除となっているか。</u> ①~③ (略)</p> <p>なお、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、無格付（上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。</p> <p>①~② (略)</p> <p>また、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、ABCPプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャ</p>	<p><u>別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u> イ. <u>告示第8章の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u> ロ. <u>信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 標準的手法の取扱い (1)~(3) (略) (4) 以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは、<u>1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。</u> ①~③ (略)</p> <p>なお、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、無格付（上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。</p> <p>①~② (略)</p> <p>また、以下の①及び②に掲げる要件の全てを満たす場合には、ABCPプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャ</p>

改定前	改定後
<p>一について、1250%のリスク・ウェイトの適用又は自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするすることができる。</p> <p>V. CVAリスク</p> <p>(1) <u>国際統一基準行</u>にあっては、標準的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>国際統一基準行</u>にあっては、上記(1)にかかわらず、先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外</p>	<p>一について、1250%のリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするすることができる。</p> <p>V. CVAリスク</p> <p>(1) 標準的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>なお、以下の①から④までに該当しない国内基準行にあっては、簡便的リスク測定方式を用いて、上記①から③までに掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。</u></p> <p>① <u>内部格付手法採用行</u> ② <u>内部モデル方式採用行</u> ③ <u>先進的計測手法採用行</u> ④ <u>期待エクスポージャー方式の使用について、承認を受けた銀行</u></p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている場合には、上記(1)にかかわらず、先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方と</p>

改定前	改定後
<p>の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>VI. 中央清算機関関連エクスポージャー</p> <p><u>国際統一基準行</u>にあつては、以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定により適切に算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>する派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>VI. 中央清算機関関連エクスポージャー</p> <p>以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定により適切に算出されているか。</p> <p>①～③ (略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が強く求められる。</p> <p>本検証項目リストは、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。)の内容を整理し、作成したものである。</p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び告示に関する Q&A 等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>国内基準行¹については、当分の間、平成 24 年 3 月 30 日付け及び平成 24 年 12 月 7 日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</u></p> <p>(注) 用語の定義 (略)</p>	<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が強く求められる。</p> <p>本検証項目リストは、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。)の内容を整理し、作成したものである。</p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び告示に関する Q&A 等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>(注) 検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(注) 用語の定義 (略)</p>

改定前	改定後
<p>脚注1 <u>内部格付手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（<u>国際統一基準行¹にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額</u>）に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（<u>国際統一基準行にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額</u>）に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていない場合をい</p>	<p>(削除)</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額）に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を控除した額）に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていない場合をいう。</p>

改定前	改定後
<p>う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ. (略)</p> <p>Ⅳ. 内部格付制度の設計</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間</p> <p>(1) 債務者格付の付与及びプールへの割当てに当たって、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思について、<u>国際統一基準適用行にあっては、以下の方法その他の適切な方法により評価しているか。また、国内基準適用行にあっては、以下の①及び②の方法その他の適切な方法により評価しているか。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p>V. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) <u>証券化エクスポージャーの取扱いは、以下のとおりとなっているか。なお、個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u></p> <p>① <u>国際統一基準行にあっては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ. (略)</p> <p>Ⅳ. 内部格付制度の設計</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間</p> <p>(1) 債務者格付の付与及びプールへの割当てに当たって、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思について、以下の方法その他の適切な方法により評価しているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p>V. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) <u>以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。なお、以下のものに個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u> イ. 告示第8章の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エ</p>

改定前	改定後
<p><u>額は除く。</u></p> <p><u>イ. 告示第8章の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u></p> <p><u>ロ. 信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p><u>② 国内基準行にあっては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <p><u>イ. 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u></p> <p><u>ロ. 信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについて、<u>国際統一基準行にあっては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあっては、自己資本控除としているか。</u></p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額について、<u>国際統一基準行にあっては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあっては、自己資本控除としているか。</u></p> <p>ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイト</p>	<p><u>クスポージャー</u></p> <p><u>ロ. 信用補完機能を持つI/O ストリップス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額について、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。</p> <p>ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>

改定前	改定後
<p>トを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p> <p>XI. CVAリスク</p> <p>(1) <u>国際統一基準行</u>にあっては、標準的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。 ①～③ (略)</p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>国際統一基準行</u>にあっては、上記(1)にかかわらず、先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。 ①～③ (略)</p> <p>XII. 中央清算機関関連エクスポージャー</p> <p><u>国際統一基準行</u>にあっては、以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定に従って適切に算出されているか。 ①～③ (略)</p>	<p>XI. CVAリスク</p> <p>(1) 標準的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。 ①～③ (略)</p> <p>(2) 債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている<u>場合には</u>、上記(1)にかかわらず、先進的リスク測定方式を用いて、以下に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額が算出されているか。 ①～③ (略)</p> <p>XII. 中央清算機関関連エクスポージャー</p> <p>以下に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、告示第8章の3の規定に従って適切に算出されているか。 ①～③ (略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 市場リスク計測手法¹³ (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 一般市場リスクの計測（一般市場リスクに関するリスク量を計測している場合） ① (略) ② 【市場リスク計測頻度】 マーケット・リスク規制における内部モデル方式を採用している場合、トレーディング勘定のVaRを1営業日に1回以上、ストレスVaRを1週間に1回以上の頻度で計測しているか。 ③ 【信頼水準】 マーケット・リスク規制における内部モデル方式を採用している場合、信頼水準は片側99%を適用しているか。市場リスク計測手法により算出した結果は、信頼水準に応じた正確性を確保したもののか。内部管理用については、正確性に加え、採用した信頼水準の根拠が明確であるか。</p>	<p style="text-align: center;">市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 市場リスク計測手法¹³ (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 一般市場リスクの計測（一般市場リスクに関するリスク量を計測している場合） ① (略) ② 【市場リスク計測頻度】 内部モデル方式採用行の場合、トレーディング勘定のVaRを1営業日に1回以上、ストレスVaRを1週間に1回以上の頻度で計測しているか。 ③ 【信頼水準】 内部モデル方式採用行の場合、信頼水準は片側99%を適用しているか。市場リスク計測手法により算出した結果は、信頼水準に応じた正確性を確保したもののか。内部管理用については、正確性に加え、採用した信頼水準の根拠が明確であるか。</p>

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ パラメトリックな手法（分散共分散法等）を採用している場合、分布の仮定は妥当なものになっているか。 ・ シミュレーション法（ヒストリカル・シミュレーション法等）を採用している場合、テール部分の推計は妥当なものになっているか。 ・ モンテカルロ・シミュレーション法を採用している場合、乱数精度や発生回数と信頼水準は整合的なものとなっているか。 <p>④【保有期間】 <u>マーケット・リスク規制における内部モデル方式を採用している場合</u>、保有期間は10営業日以上としているか。また、採用したデータの採取方法は保有期間に応じた妥当性を確保したものか。内部管理用については、妥当性に加え、採用した保有期間はポジションの流動化期間やポジション内容と整合的なものとなっているか。</p> <p>⑤～⑧ （略）</p> <p>(10)～(18) （略）</p> <p>脚注 13 （略）</p> <p>5. ～8. （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パラメトリックな手法（分散共分散法等）を採用している場合、分布の仮定は妥当なものになっているか。 ・ シミュレーション法（ヒストリカル・シミュレーション法等）を採用している場合、テール部分の推計は妥当なものになっているか。 ・ モンテカルロ・シミュレーション法を採用している場合、乱数精度や発生回数と信頼水準は整合的なものとなっているか。 <p>④【保有期間】 <u>内部モデル方式採用行の場合</u>、保有期間は10営業日以上としているか。また、採用したデータの採取方法は保有期間に応じた妥当性を確保したものか。内部管理用については、妥当性に加え、採用した保有期間はポジションの流動化期間やポジション内容と整合的なものとなっているか。</p> <p>⑤～⑧ （略）</p> <p>(10)～(18) （略）</p> <p>脚注 13 （略）</p> <p>5. ～8. （略）</p>